

微小粒子状物質に係る総合的な対策の推進を求める意見書

我が国では、大気汚染防止法やいわゆる自動車NO<sub>x</sub>・PM法による規制等により、大気環境の保全に努めてきており、二酸化硫黄、二酸化窒素などの濃度は、一定の改善が見られているところである。

一方で、平成25年1月頃から中国において、微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）による深刻な大気汚染が発生し、我が国でも一時的にPM<sub>2.5</sub>濃度の上昇が観測されたことなどから国民の関心が高まってきており、PM<sub>2.5</sub>による大気汚染に関して包括的に対応することが求められている。

しかしながら、PM<sub>2.5</sub>については、疫学的な知見が不足しているため、健康に及ぼす影響についてはいまだ解明されておらず、環境行政の大きな課題となっている。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 PM<sub>2.5</sub>の発生源の実態や生成機構を解明した上で、法律に基づいた国民に分かりやすい注意発令の仕組みを整備するとともに、環境基準を達成できるよう国内及び近隣諸国における発生抑制に向けて対策を推進すること。
- 2 国と地方自治体との連携を強化し、情報共有を図りながら、モニタリング体制の整備を推進すること。
- 3 PM<sub>2.5</sub>が健康に及ぼす影響に関する調査及び研究を進めるとともに、現在定められている暫定的な指針については、妥当性を絶えず検証し、必要に応じて速やかに見直しを行うことができる体制を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣  
環境大臣

2020年東京オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に向けた  
環境整備及び地域における取組への支援を求める意見書

2020年東京オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の開催は、更なるスポーツの振興や国際相互理解の促進のみならず、日本全体が活力を取り戻し、地域経済や地域社会の活性化につながる好機としても期待されている。

そのため、国民の理解と協力の下、大会の成功に向けて環境整備を進め、地域における関連する取組に対して支援することが求められるところである。

よって、国におかれては、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 各国代表選手の事前合宿の誘致、観光プログラムの実施などを通じて、東日本大震災で被災した地域を始め日本全国に東京大会開催の効果が波及するよう努めること。
- 2 共生社会の観点からオリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会の両大会の連携に配慮しつつ、パラリンピック競技大会の選手の国際競争力向上を図るための専用トレーニングセンターを新設するとともに、スポーツを科学的に研究し、支援する施設の地方拠点を設けること。
- 3 少子高齢社会にある我が国が、大会開催を契機にスポーツの持つ多様な効果を活用し、子どもから高齢者まで健康で生きがいの持てる社会を構築できるよう、特に地方自治体が進めるスポーツを活用したまちづくりや地域づくりに対し支援を行うこと。
- 4 海外からの玄関となる国際空港の機能拡充やアクセス強化に向けた交通基盤の整備、ハードとソフトの両面にわたるバリアフリー・ユニバーサルデザインの促進など、大会終了後も想定した我が国にとって真に必要な社会基盤整備を計画的に実施するとともに、交通基盤の整備に当たっては、環境に配慮してできるだけ簡素に行うよう留意すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

宛て

文部科学大臣

厚生労働大臣

国土交通大臣

東京オリンピック・パラリンピック担当大臣

意見書案第 3 号

集団的自衛権行使に関する便宜的かつ意図的な解釈改憲を行わないことを  
求める意見書案の提出について

上記の意見書案を別紙のとおり、川崎市議会会議規則第 13 条の規定により提  
出いたします。

平成 26 年 3 月 18 日

川崎市議会議長 浅野文直様

提出者 川崎市議会議員 東 正 則

〃 織 田 勝 久

〃 山 田 益 男

〃 市 古 映 美

〃 石 川 建 二

〃 勝 又 光 江

集団的自衛権行使に関する便宜的かつ意図的な解釈改憲を行わないことを求める意見書

集団的自衛権については、過去、内閣法制局長官が、憲法第9条の下で許容される自衛権は自国を守るための必要最小限の範囲であり、集団的自衛権はこの範囲を超える旨の政府答弁を行い、従来、政府は一貫してこの立場をとってきた。

こうした中、安倍首相は、先日、集団的自衛権の行使容認に向け、いわゆる解釈改憲を閣議決定するとの方針を示し、また、憲法解釈に関して、最高責任者は自分であり、政府の答弁にも自らが責任を持って、その上で自分たちは選挙で審判を受けるとの発言を行って歴代政権の解釈を真っ向から否定し、自らの一存で憲法解釈を変更できるとの立場を示した。

しかしながら、こうした露骨な解釈改憲の姿勢には自民党内からでさえも、「その時々々の政権が解釈を変更できることになるのは問題」などの批判が起こっており、政権が変わる度に多数派によって自由に憲法の解釈を変えることができるというのでは、法治国家の根幹にかかわることになり、立法府もいらないということになりかねない。

さらに、そもそも憲法は、首相を始め国家権力を厳格に拘束するものであり、内閣が憲法の解釈を勝手に変えるなど国家権力自らがその拘束を解くことは、立憲主義の原則を無視することになり、この点からも安倍首相の発言は、その異常さを示している。

国民主権の立場で国家権力を制限し、国民の人権を守るのが憲法の本質的役割であり立憲主義の原則であることから、このような憲法の本質に照らして、憲法の解釈は、権力者の恣意に任せられることがあってはならない。

よって、国におかれては、集団的自衛権行使の問題に関し、法的安定性を損なうような便宜的かつ意図的な解釈改憲を行われぬよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

年 月 日

議会議長名

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣 宛て

総務大臣

内閣法制局長官